職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

鳥取県人事委員会規則第4号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改 正後の欄中下線が引かれた部分(追加号を除く。)に改める。

改 正 後	改正前
(<u>趣旨</u>)	(この規則の目的)
第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第	第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第
261号。以下「法」という。) の規定 <u>に基づき、</u> 職	261号。以下「法」という。) の規定 <u>に基き</u> 職員(市

135号)第1条に規定する職員を含む。以下同じ。) の任用に関し必要な事項を<u>定めるもの</u>とする。

(選考により採用する職)

るものとする。この場合においては、法第17条第3 項ただし書に規定する人事委員会の承認があったも のとみなす。

(1)~(6) 略

(7) 法第3条第2項に規定する一般職に属する職 員の職のうち、非常勤職員(常時勤務に服するこ とを要しない職員(法第28条の5第1項に規定す る短時間勤務の職を占める職員を除く。)をいう。) の職

2 略

員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第│ 町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号) 第1条に規定する職員を含む。以下同じ。)の任用 に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(選考により採用する職)

第19条 次に掲げる職への採用は、それぞれ選考によ 第19条 次に掲げる職への採用は、それぞれ選考によ るものとする。この場合においては、法第17条第3 項ただし書に規定する人事委員会の承認があったも のとみなす。

(1)~(6) 略

2 略

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。